

医科点数表第2章第10部手術の通則5（歯科点数表第2章第9部手術の通則4を含む。）及び6に掲げる手術の施設基準

症例数は令和7年1月～12月の件数

院内掲示をする手術件数

1	区分1に分類される手術		手術の件数
	ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	
	イ	黄斑下手術等	
	ウ	鼓室形成手術等	
	エ	肺悪性腫瘍手術等	
	オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術、肺静脈隔離術	

2	区分2に分類される手術		手術の件数
	ア	靭帯断裂形成術等	
	イ	水頭症手術等	
	ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	
	エ	尿道形成手術等	
	オ	角膜移植術	
	カ	肝切除術等	
	キ	子宮付属器悪性腫瘍手術等	

3	区分3に分類される手術		手術の件数
	ア	上顎骨形成術等	
	イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	
	ウ	バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	
	エ	母指化手術等	
	オ	内反足手術等	
	カ	食道切除再建術等	0
	キ	同種死体腎移植術等	

4	区分4に分類される手術		手術の件数

その他の区分に分類される手術		手術の件数
人工関節置換術		0
乳児外科施設基準対象手術		
ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術		0
冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないものを含む。）及び体外循環を要する手術		
経皮的冠動脈形成術		
急性心筋梗塞に対するもの		
不安定狭心症に対するもの		
その他のもの		
経皮的冠動脈粥腫切除術		
経皮的冠動脈ステント留置術		
急性心筋梗塞に対するもの		
不安定狭心症に対するもの		
その他のもの		